

五城目町クーリングシェルター指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条の規定に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定（以下「本指定」という。）について必要な事項を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

(指定要件)

第2条 本指定を受けることができる施設は、次の各号の要件を全て満たす五城目町内の施設、店舗等とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 秋田県に熱中症特別警戒情報が発表された場合に開放可能日時において当該施設等を住民等に開放することができること。
- (3) 町民等の滞在のために必要かつ適切な空間を確保すること。
- (4) 町と施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）との間において、別に定める指定及び運用に関する協定を締結し、施設管理者がその内容を履行できること。

(運用期間)

第3条 クーリングシェルターの運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間と同一期間とする。なお、施設の開放可能日及び時間帯は施設の状況に応じ、次条に基づき提出された別記様式に記載されたとおりとする。

(応募方法)

第4条 本指定を受けようとする施設管理者は別記様式の「五城目町クーリングシェルター指定申請書」に必要事項を記入の上、電子メール、FAX又は持参により住民生活課へ提出する。

(施設の協力事項等)

第5条 クーリングシェルターに指定された施設は、町の要請に応じ可能な範囲で次に掲げる事項について協力を行うものとする。

- (1) クーリングシェルター案内ポスター、のぼり旗等の掲示
- (2) 熱中症予防に関する啓発チラシの掲示
- (3) その他町が必要と認める事項

(協定の有効期間)

第6条 第2条第4号に基づく協定の有効期間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 初年度協定締結日から熱中症警戒情報の運用期間が終了する日まで

(2) 翌年度以降熱中症警戒情報の運用期間

2 前項各号の期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申出がない場合には、同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本要綱に定めのない事項又は本要綱に定める事項について疑義が生じた場合は、町と施設管理者とが協議のうえ、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。